

令和 5 年 3 月

管内のみなさまへ

小諸労働基準監督署長

「こもろーき通信」の活用について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今年度、当署においては、「こもろーき通信」と称し、時機を捉えた労務管理上のポイント及び管内の労働災害事例を踏まえた再発防止対策等についてまとめた資料を毎月作成し、ホームページ公表等の方法により、広く管内のみなさまに情報発信させて頂きました。

この度、毎月作成したものに加え、全国安全週間及び全国労働衛生週間に合わせて作成した全 14 の「こもろーき通信」をとりまとめました。改めてご確認いただき、自社の労務管理及び労働災害防止対策等にご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

「労働条件通知書」

渡しましたか？もらいましたか？

4月になり、新入社員を雇用した方・新入社員として社会人デビューした方も多いと思います。

雇用形態に関わらず、雇用契約を結んだ場合、会社から従業員に対して、「労働条件通知書」等の労働条件について説明した書面（内容にも定めあり）の交付（従業員の同意があればメールの送信等でも可）が義務付けられており、違反した場合には、労働基準法により30万円以下の罰金刑に処せられるケースもあります。

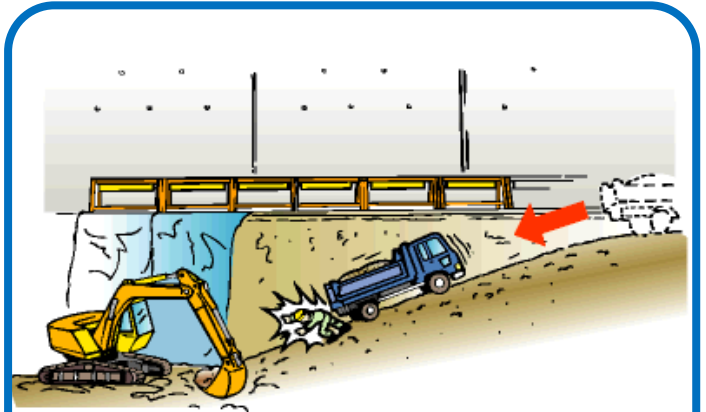
認識の違いによるトラブル防止のためにも必ず交付しましょう。



【労働条件通知書の例】



【メールの送信等
の場合の留意点】



坂道を乗用車が無人滑走して大けが

小諸市内の工事現場で、作業員が乗用車を坂道（約7度）に駐車し、パーキングレンジに入れてサイドブレーキをかけないまま運転席を離れたところ、乗用車が坂道を下り、それを止めようとした作業員が大けがをする事故がありました。

【再発防止のポイント】

- 1 坂道駐車は出来るだけ避ける。
- 2 やむを得ず坂道に駐車せざるを得ない場合は、確実にサイドブレーキをかけ、輪留めをする。

石綿の規制が、

大きく変わります。

～事業者・作業員だけでなく、

一般のみなさまにもお願いがあります～

現在は石綿を含む製品の輸入・製造・使用等は禁止されていますが、石綿が人体に有毒であると知られる前には、建材等に多くの石綿が使用されていました。石綿が使用されている建物の解体や改修がこれからピークを迎えるにあたり、労働安全衛生法令の改正があり、令和4年4月から多くの法規制がかかります。

自宅を含め、建物のオーナーである一般のみなさまも、解体・改修工事を行う際には、施工業者への配慮等をお願いします。

【改正法令の詳細】



労働保険に

入っていない経営者に

人を雇う資格はありません。

この4月に法人を設立したり、個人事業として独立したりした方も多いのではないのでしょうか？

法人でも、個人事業でも、また、正社員でも、それ以外（アルバイトやパート等）でも、人を雇う際には、労働保険への加入義務があります。

まだ加入手続きをとっていない事業主の方は、速やかに加入手続きをとるようお願いいたします。



【労働保険の詳細】



【編集後記】

地域のみなさまに少しでも分かりやすい情報発信となるように努めていきます。よろしくお願いたします。

（第1号：令和4年4月発行）

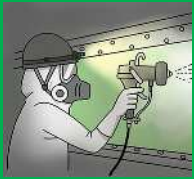


この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

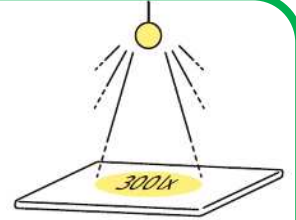
「請負契約」等でも 実態として「労働者」であれば 「一人親方」等とは扱われません。

管内の工事現場において、形式上は「請負契約」であったものの、現場では他の労働者同様の働き方をしていた作業員が被災する中毒災害が発生しました。労働基準法等の適用対象となる「労働者」か否かは、形式上の契約ではなく、実態で判断します。

「請負契約」であっても、実態が労働者であった場合、労働基準法等を守らないことは法令違反となりますし、「請負契約だから労災はいいや」といった考えのもと、実態は「労働者」であった場合、事業主に追徴金や労災給付した費用の徴収を行うことがあります。



【実態は「労働者」と判断した事例等】



【事務所に
かかる改正
法令の詳細】



「照度」が足りない場所での転倒災害発生。

会社敷地内等で、「照度」が足らず、足元の状況がよく分からずに階段や段差で転倒する事例が目立ちます。

【再発防止のポイント】

従業員の動線を再確認し、「照度」が足りない箇所には明かりを設ける。作業頻度の高くないところにはセンサーライトも有効。

令和4年12月施行の改正法令により、事務所における「照度」の基準は変わります。

職場における熱中症対策、始めてください。

厚生労働省では、職場における熱中症対策のため、毎年5月1日から9月30日までを「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間と設定しています。

職場における熱中症で、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。

各職場におかれましては、WBGT値の把握、労働者に対する教育研修の実施、発症時・緊急時の措置の確認と周知等に取り組んでいただくようお願いいたします。



長野も夏は暑いのに！
熱中症予防対策
ヨシ！



【職場における
熱中症予防情報】
(動画教材あり)



業務によって

新型コロナウイルスに

感染した場合は労災給付の対象です。

業務によって新型コロナウイルスに感染した場合には、労災給付の対象となります。また、所定の様式による労働基準監督署への報告が義務となります。

ご不明点ありましたらお問合せ下さい。



【関連資料】



【編集後記】

暑さに体が慣れていない初夏は、職場における熱中症が多発しますので、早期に対策をお願いします。

(第2号：令和4年5月発行)

こもろーき通信

小諸労働基準監督署

〒384 - 0017 小諸市三和 1 - 6 - 22

Tel:0267 - 22 - 1760 Fax:0267 - 22 - 0012



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

長時間労働の削減に向けて ～あなたの会社に毎日遅くまで 残業している労働者はいませんか？～

今年5月、当署では、最長で1か月約180時間の違法な時間外・休日労働を行っていた軽井沢町内の飲食店を書類送検しました。

管内の事業場のみなさまにおかれましては、危機意識を持ち、長時間労働の削減に向けた取組を推進して頂くようお願いします。

また、見かけ上の労働時間は減っていても、賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）が生じているといった情報もまず多く寄せられています。労使協力の上、真の意味での「働き方改革」に取り組んでください。



賃金不払残業の解消を図るために
講ずべき措置等に関する指針

長時間労働の
削減に向けて



落雷、大雨等による災害に注意してください。

小諸・佐久地域では、2年前の夏、落雷により農作業中の外国人労働者2名が亡くなり、また、昨年の梅雨、河川工事現場中に直前の大雨で増水した河川の中州に作業員が取り残されるヒヤリ・ハット事例が生じました。

屋外で仕事を行うすべてのみなさまについて、天気急変時等には、「命を守る行動」をとって頂くようお願いします。



大雨・落雷災害
防止のポイント

気象庁による
雷ナウキャスト



毎年6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

外国人が在留資格の範囲内で能力を發揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守るべきルールや配慮して頂きたい事項があります。

南佐久地域では、令和2年、外国人労働者の就労に関して、不適切な派遣行為等が確認され、大きな刑事事件となったことは記憶に新しいと思います。

もう一度、雇用されている外国人労働者の雇用管理状況の確認をお願いします。

実習制度に
ついて



教育に
ついて

実習実施者
に対する指
導状況につ
いて



職安への
届出等につ
いて

労働保険年度更新

申告と納付はお早めに。

令和4年度の年度更新期間は、6月1日～7月11日です。本年も、専用のコールセンターを開設し、また、申告書の書き方についての動画をYoutube上で公開していますので、ご活用ください。

また、申告書の審査等業務について、民間事業者
に業務委託しており、委託先から申告書の記載内容
等についてのお問合せをさせて頂くケースが
あります。



【年度更新
特設サイト】



【編集後記】

バックナンバーについても、当署のホームページで
ご確認頂けます。参考にして下さい。

(第3号：令和4年6月発行)



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、普段は記載しているものですが、今回は「全国安全週間」特別号と題して、署員から小諸・佐久地域のみなさまに対して、労働災害防止のために特にお願いしたい事項について説明します。

「全国安全週間」とは？

「全国安全週間」(本週間：7月1日～7月7日、準備期間：6月1日～6月30日)は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的にこれまで一度も中断することなく続けられ、本年で95回目を迎えます。今年のスローガンは、「安全は 急がす焦らず怠らず」として展開されており、この期間、各事業場のみなさまに実施していただきたい事項として、安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚並びに安全パトロールによる職場の総点検の実施等があります。



実施要綱



署員からお願いしたい事項

自主的・主体的な安全管理活動の促進

小諸労働基準監督署管内においては、自主的・主体的な安全管理活動が不足していることも要因の1つと思われる労働災害が多発しており、特に、今年1月には、同要因によると思われる死亡災害も発生しています。

誰もが快適で働きやすく、安全・安心な職場の実現に向けては、法令を遵守するだけでなく、企業内の適切な安全管理体制の下で、自主的・主体的な労働災害防止活動に全員が参加し、取り組んでいくことが重要です。

関連資料



関連資料



署員からお願いしたい事項

「非常作業」災害の防止

「非常作業」とは、保守作業、トラブル対処など、通常の作業と異なる作業をいい、労働災害の中には、「非常作業」中のものが多く含まれています。



その理由としては、

(1) 日常的に反復・継続して行われることが少なく、かつ、十分な時間的余裕がなく行われることが多いため、事前の検討が十分でないことが多く、併せて、これらの作業に従事する作業者が作業に習熟する機会が少ないこと。

(2) 事業場の複数の部門にわたって、輻輳して行われることが多い半面、連絡調整が必ずしも十分でなく、作業指示が不明確になりがちであること。

が指摘されています。

「非常作業」時の安全管理指針の策定等による対策をお願いします。

指針(例)



署員からお願いしたい事項

優先順位を意識した「リスク低減措置」

小諸・佐久地域の多くの事業場において、リスクアセスメントに取り組んで頂いているところですが、特定し、見積もったリスクに対して採用した低減措置の内容をみると、優先順位の検討が不十分であると思われる例が確認されます。

「管理的対策」や「保護具の使用」等の対策を安易に採用することなく、まずは「本質安全措施」や「工学的対策」の採用の検討をお願いします。



「事例で分かるリスクアセスメント」



【編集後記】

「労災による死亡者を、悲しみをゼロに」すべく、「全国安全週間」期間中に総点検をお願いします。
(「全国安全週間」特別号：令和4年6月発行)



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

労働基準監督官の調査に 適切なお対応をお願いします。



今年6月、当署では、労働基準監督官の調査時に虚偽の陳述を行った事業主を書類送検しました。労働基準監督官は、法に定める労働条件や安全衛生の基準を事業主に守って頂くよう、必要な指導を行い、法定労働条件の確保と働く人の安全や健康の確保を図る職務を有しています。

国際条約により、労働基準監督官には、予告なく事業場に立ち入ることが認められており、労働基準監督官の立ち入りや調査を拒否する、質問に対して虚偽の陳述を行う、虚偽の帳簿書類を提出する等の行為に対しては、罰則が定められています。

また、労働基準監督官は、重大・悪質な事案に対し、司法警察員（警察機関）として強制捜査（家宅搜索等）を含む犯罪捜査を行い、警察官同様、検察官に送検する権限を有しています。

労働基準監督官
の仕事



長野労働基準監督署作成 You Tube 動画



フォークリフトを正しく使用してください。

南佐久地域において、倉庫内の高所にある荷の整理作業をフォークリフトのフォーク上で行っていた労働者が墜落する労働災害が発生しました。

フォークリフトは様々な場面で使用される便利な道具ですが、重篤な災害を引き起こしうる機械です。有資格者による運転、特定自主検査等の法定検査・点検の実施、用途外使用（フォーク上での作業等）の禁止及び接触防止措置（作業員と作業エリアを分ける等）をとること等の基本的な事項を守り、安全な使用をお願いします。

技能講習補助テキスト（基本的
事項の復習に活用できます）



特定機械の検査証をご確認ください。

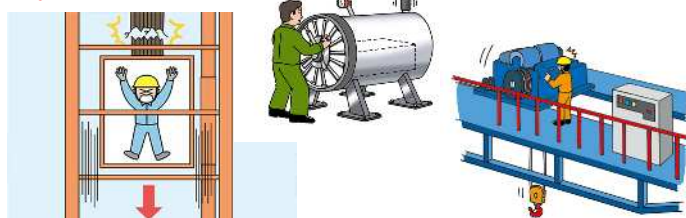
ボイラー、つり上げ荷重が3トン以上のクレーン等、特に危険な作業を必要とする特定機械については、製造・設置後に落成検査等の検査を実施し、発行された検査証に記載された有効期間内での使用が許されることになっています。

有効期間を更新する場合には、性能検査を受ける必要がありますが、最近、当署に対して、「有効期間が過ぎてしまった。」という問合せが複数寄せられています。

有効期間が切れた特定機械は再度検査しないと使用できませんので、検査証の適切な管理をお願いします。



参考資料



労働災害発生時の 主な作成・提出書類について

労働災害発生時の作成・提出書類についての認識が不足、被災者への早期給付が出来ない等の例が目立ちます。ご確認頂くようお願いいたします。

療養請求... 労災指定医療機関であれば5号用紙を同機関へ、それ以外の場合は一度費用を支払って7号用紙を当署へ

休業請求... 8号用紙を当署へ

死傷病報告... 休業日数が4日以上
の場合は様式23号、4

手続の
詳細 日未満の場合は様式
24号を当署へ



【編集後記】

令和4年の労働保険の年度更新期間は、7月11日までです。お早めの手続きをお願いいたします。

（第4号：令和4年7月発行）



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

「どこまでが労働時間？」

「労働時間」の定義について再確認し、 適正な管理を行ってください。

多店舗展開企業の「労働時間」に関する不適切と思われる事例の報道等もあり、当署にも、「着替えは労働時間に含まれるか？」といった問い合わせを多く頂いています。

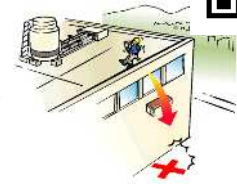
「労働時間」は、使用者の指揮命令下に置かれている時間とされており、使用者の黙示による指示により労働者が業務に従事する時間も含まれます。

「労働時間」に該当するか否かは、個別具体的に判断しますが、各事業場のみなさまにおかれましては、下記資料を参考に再確認をお願いします。

【労働時間の考え方：
「研修・教育訓練」等の
取扱い】



【墜落災害
防止にかかる
関連資料】



短時間でも、高さ2メートル以上の作業は、 墜落防止措置を講じてから行ってください。

夏に入ってから、小諸・佐久地域内の屋根葺き替え、外壁、測量作業及び屋上点検等の現場での墜落災害が多発しており、現場調査の結果、全ての事案について足場の設置等の基本的な墜落防止措置が一切講じられていないものでした。

「ヘルメットを被る。」「気をつける。」のみで、何ら墜落防止措置を講じないことは、重大な法律違反です。「2メートルは人命とる。」とも言われるように、少なくとも、高さ2メートル以上の作業には、必ず墜落防止措置を講じて下さい。



労働保険年度更新

手続きが済んでいない方は早急に！

今年度の労働保険年度更新の所定期日は令和4年7月11日まででしたが、未だ手続きが済んでいない事業場がありましたら、早急に手続きをお願いいたします。

また、委託先の民間業者から、申告書の記載内容についての電話確認及び電話・訪問による申告書の提出状況についての確認がある場合もありますので、ご対応よろしくをお願いします。

【年度更新特設サイト】



「自律的な管理」を基軸とするよう、化学物質の 取扱いにかかる法規制が大きく変わります。

国内で使用等がなされている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾患も後を絶ちません。これらの状況を踏まえ、化学物質規制の新たな制度の導入が始まります。

「事業者の義務として、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなくてはならない。」及び「リスクアセスメント対象物を製造等する事業場については、【化学物質管理者】を選任しなくてはならない。」等、法令改正の内容は多岐に渡ります。法令改正の主たる事項の施行期日(令和5年4月1日又は令和6年4月1日)までのご案内をさせていただきます。



【改正法令の
詳細について】



【編集後記】

職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止について、継続して取組をお願いします。

(第5号：令和4年8月発行)

こもろーき通信

小諸労働基準監督署

〒384 - 0017 小諸市三和 1 - 6 - 22

Tel:0267 - 22 - 1760 Fax:0267 - 22 - 0012



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

時間外労働の

割増賃金率が引き上げられます。

～ 中小企業の事業主の皆さまへ～

令和5年4月1日から、大企業同様、中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合もあります。

働き方改革に取り組む中小企業事業主に対して、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する「働き方改革推進支援助成金」の活用もご検討頂きながら、改正までの半年間で準備を進めて頂くようお願いします



割増賃金率の引き上げについて
「働き方改革推進支援助成金」



「労働者」以外の人に対しても、一定の措置を実施することが新たに義務付けられます。

これまで基本的に「労働者」のみを保護対象としていた労働安全衛生法令が改正され、令和5年4月1日から、請負人(一人親方、下請業者)に対しても、特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業について、その作業方法を周知すること等が義務付けられます。また、同じ作業場所にいる労働者以外の人(他社の労働者、資材搬入業者、警備員など)に対しても、労働者を立入禁止とする場所について、立入禁止とすること等が義務付けられます。



一人親方等の安全衛生対策



「全国労働衛生週間」がはじまります。

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

本週間は、令和4年10月1日～7日、準備期間は令和4年9月1日～30日です。今年度のスローガンは『あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場』です。

過重労働による健康障害防止対策、職場におけるメンタルヘルス対策、職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み、化学物質による健康障害防止対策、石綿による健康障害防止対策、職場の受動喫煙防止対策及び職場の腰痛予防対策等、日常の労働衛生活動の総点検を行って頂くようお願いします。



「全国労働衛生週間」



業務によって
新型コロナウイルスに

感染した場合は労災給付の対象です。

労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症による症状が持続し、療養や休業が必要と認められる場合にも、労災保険給付の対象となります。

請求の手續等については、
当署までご相談下さい。

職場で新型コロナウイルス
に感染した方へ



【編集後記】

今年10月に改定される最低賃金額は、例年、8月末～9月頭に公示されます。詳細は改めてお知らせします。

(第6号：令和4年9月発行)



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、普段は記載しているものですが、今回は「全国労働衛生週間」特別号と題して、署員から小諸・佐久地域のみなさまに対して、労働者の健康確保のために特にお願いしたい事項について説明します。

「全国労働衛生週間」とは？

「全国労働衛生週間」(本週間：10月1日～10月7日、準備期間：9月1日～9月30日)は、昭和25年の第1回以来、今年で第73回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康をめぐる状況については、長時間労働による健康障害防止等の課題があります。

今年度は、「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとされています。



実施要綱



署員からお願いしたい事項

職場におけるメンタルヘルス対策の実施

ストレスチェックの目的は、メンタルヘルスを未然に防止することであり、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申し出があった場合には、産業医等による面接指導の実施が必要となります。加えて、一定規模の集団ごとに集計・分析した結果(集団分析結果)を踏まえての職場環境の改善に取り組むようお願いいたします。

また、厚生労働省では、働く方やそのご家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などに向けて、メンタルヘルスケアに関するさまざまな情報や相談窓口を提供している「こころの耳」というメンタルヘルス・ポータルサイトを設けておりますので、こちらもご活用ください。



ストレス
チェック
導入資料

こころの耳



署員からお願いしたい事項

化学物質による健康障害防止対策の推進

改正労働安全衛生法の施行により、平成28年6月1日から、事業場における化学物質のリスクアセスメントが義務付けられています。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあることを念頭に、各職場において化学物質の健康障害防止対策を推進して頂くようお願いいたします。

なお、「自律的な管理」を基軸とする新たな化学物質規制にかかる改正労働安全衛生法が、令和5年4月1日より、本格的に始まりますので、併せてご準備をお願いします。

新たな化学物質規制について



署員からお願いしたい事項

治療と仕事の両立支援対策の開始

疾病を原因として1か月以上連続休業している従業員がいる企業の割合は、メンタルヘルスが38%、がんが21%、脳血管疾患が12%となっています。近年の診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病においても、「長く付き合う病気」に変化しつつあり、事業者による治療と仕事の両立支援の取組は、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上等の効果が期待されます。



治療と仕事の両立
支援にかかる
ポータルサイト



【編集後記】

労働者の健康確保のため、「全国労働衛生週間」期間中に自社の取組の見直し等をお願いします。

(「全国労働衛生週間」特別号：令和4年9月発行)



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

「908円」

長野県最低賃金が変わりました。

令和4年10月1日から、長野県最低賃金が「908円」に変わりました。

(当署に寄せられている質問と回答)



問1 いつの賃金から最低賃金は変わる？

答1 令和4年10月1日に働いた分以降のものです。

問2 月給者や再雇用者等にも適用される？

答2 全ての労働者に適用されます。時給以外で賃金が支払われている者は、時給に換算して比較します。

問3 最低賃金を下回るとどうなる？

答3 最低賃金法違反となり、1罪につき、50万円以下の罰金刑が課せられることもあります。

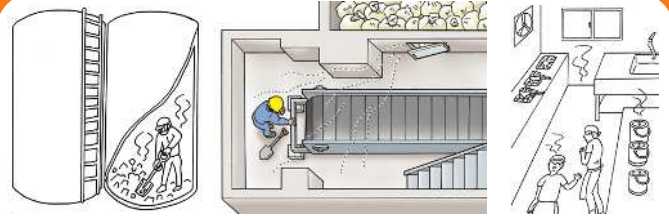
問4 最低賃金が上がることについての支援は？

答4 「業務改善助成金」等があります。



最低賃金
ポータルサイト

中小企業・小規模事業者
支援事業について



一酸化炭素(CO)中毒に注意して下さい。

管内の産廃処理プラント内において、作業中の作業員が体調不良を訴える事例が生じ、CO中毒が疑われます。

COは無色無臭の気体で、体内に吸入されるとヘモグロビンと結合し、体内への酸素供給を妨害し、死亡災害や脳機能障害につながります。

換気が不十分な場所におけるCO発生機材等の使用禁止、やむを得ず使用する場合は換気や警報装置の使用等の対策を講じて頂くと共に、CO中毒発見時の二次災害防止を意識

して下さい。

長野労働局作成
CO中毒防止に
かかる資料



労働者の健康のための取組をお願いします。

毎年10月1日から7日までは、全国労働衛生週間です。労働者の健康確保のため、以下の事項について、実施できているか、再確認をお願いします。

- 事後措置(産業医等への意見聴取)を含む、適切な健康管理に取り組んでいますか。
- 治療と仕事の両立支援に取り組んでいますか。
- 長時間労働対策に取り組んでいますか。
- メンタルヘルス対策に取り組んでいますか。
- リスクアセスメントの実施等により、化学物質による健康障害防止等に取り組んでいますか。
- 粉じん障害防止対策に取り組んでいますか。
- 石綿のばく露対策に取り組んでいますか。
- 腰痛防止に取り組んでいますか。
- 高齢労働者の健康確保に取り組んでいますか。



労働者の健康の
状況(長野労働局)



労働衛生チェック
リスト(大町署)



10月は 年次有給休暇 取得促進期間です。



厚生労働省では、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」としています。(当署に最近相談が寄せられる不適切な例と解説)

- 「この会社に年休はない。」と言われた。

全ての事業場において、条件を満たした全ての労働者に年休は付与されます。

- 病欠時等に、年休が勝手に使用される。

使用者が一方向的に年休を使用させることはできません。時季指定の場合には、意見を聴くことが必須です。

特設サイト



【編集後記】

業務により新型コロナウイルスに罹患した場合の補償等については、当署労災課までお問い合わせ下さい。

(第7号：令和4年10月発行)



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

賃金不払は許されません。

刑事罰が科されている法違反です。

今年 10 月、当署では、学生を含む労働者 7 名に対する賃金不払の疑いで、飲食店経営の男性を長野地方検察庁佐久支部に書類送検しました。

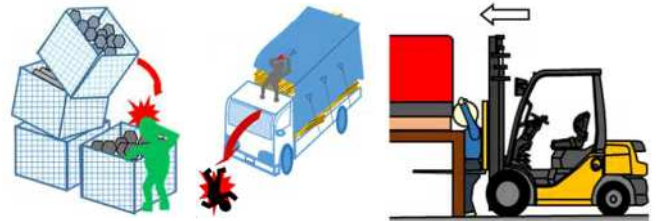
賃金は、労働者からの労務の提供に対して支払うものであり、労働者の生活の原資となるものであることから、事業を行う上での取引先への支払等の一般民事債権等に比べて優先的に支払わなくてはなりません。経営難により、賃金を支払うことが困難であると予想されながら、労働者を使用し続けることは、悪質な法違反です。

新型コロナウイルスの影響等もあり、厳しい経済下にあるものの、労働者に対する賃金の支払について、全ての事業者が最優先に考えて頂くよう、改めてお願い申し上げます。

また、労働者の皆さまにおいては、勤務先で賃金の支払が滞った場合、至急ご相談頂くようお願い申し上げます。



賃金不払発生時の相談先等



「死亡災害緊急警報」が発令されています。

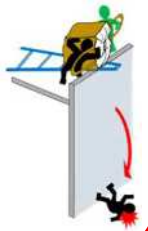
～ 9 月末からわずか約半月の間に

相次いで 6 名もの働く方が死亡しました～

長野県内で相次いで死亡災害が発生したことを踏まえ、長野労働局が「死亡災害緊急警報」を発令しました。

「労災による死亡者を、悲しみをゼロ」にすべく、各事業場において基本的な安全措置を徹底して頂きますようお願いいたします。

長野労働局ホームページ「死亡災害緊急警報」を発令しました」



令和 6 年 4 月の施行に向け、改善基準告示の改正に向けた作業が進んでいます。

改善基準告示は、自動車運転者について、その業務の特性を踏まえ、一律に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間等の基準を平成元年に定めたものですが、令和 6 年 4 月から罰則付の時間外労働の上限規制（年 960 時間）が適用されること等から、国で設置した委員会により、改正に向けた議論が進められてきました。

この度、委員会の報告が取りまとめられましたので、ご確認頂き、自動車運転者を使用する皆さまにおかれましては、令和 6 年 4 月に向けて準備を進めて頂くようお願いいたします。



これまでの改善基準告示等にかかる参考資料

改善基準告示の改正に向けての報告内容



業務に起因する



新型コロナウイルス罹患は労災保険給付の対象です。

依然として、業務に起因して新型コロナウイルスに罹患したと思われるケースについて、労使の認識不足により労災保険請求がなされないケースがあります。

手続きの方法等について、当署労災課までお気軽にお問い合わせください。



新型コロナウイルス Q & A（企業の方向け）

新型コロナウイルス Q & A（労働者向け）



【編集後記】

労災で亡くなられた方々の命を無駄にしないためにも各職場で同種災害撲滅に向けた取組をお願いします。

（第 8 号：令和 4 年 11 月発行）



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

アルバイトや短期雇用でも 「労働条件通知書」の交付が必要です。

年末年始が近づき学生の方は冬休みを利用した短期アルバイトなどで働くことがあると思います。雇用形態に関わらず、雇用契約を結んだ場合、会社から従業員に対して、「労働条件通知書」等の労働条件について説明した書面（内容にも定めあり）の交付（従業員の同意があればメールの送信等でも可）が義務付けられています。違反した場合には、労働基準法により30万円以下の罰金刑に処せられるケースもあります。

認識の違いによるトラブル防止のためにも必ず交付しましょう。



【労働条件通知書の例】[↑](#)

←【メールの送信等の場合の留意点】



12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

～職場におけるハラスメント対策シンポジウム開催～

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

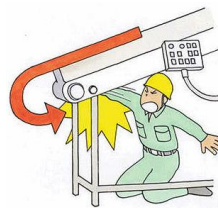
その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。有識者による基調講演や「中小企業の事例に見る、ハラスメント対策の実務」と題してパネルディスカッションを行います。

また、厚生労働省では、ハラスメント防止対策の取組の参考としていただけるパンフレットや研修動画などを提供しています。詳細はポータルサイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。



←あかるい
職場応援団

厚生労働省
ホームページ→



非常作業時は 機械の運転を停止し 周囲に知らせましょう。

労働災害のおよそ半分が非常作業時に発生しています。労働安全衛生規則においては、機械の非常作業時には、機械の運転を停止し、周囲に停止を知らせることが義務付けられています（安衛則第107・108条）。①非常作業をできるだけなくす（本質安全）②非常作業時に自動的に機械が停止するようにする（工学的対策）③非常作業時の安全衛生教育を実施する（管理的対策）④非常作業に応じた保護具を着用する（保護具の使用）の順番に労働災害防止に必要な対策を講じてください。

【編集後記】

令和4年も残すところあと少しです。
労働災害なきようよろしくお願いします。

（第9号：令和4年12月発行）



STOP！冬季災害

冬季労働災害防止特設コーナー

厳しい寒さや降雪に見舞われる長野県の冬ですが、労働災害防止にも特に注意を払う必要がある季節です。冬季特有の労働災害として、除雪作業中における屋根等からの墜落・転落や除雪機等へのはさまれ・巻き込まれ、暖房器具による一酸化中毒等によって死亡災害や障害の残る重篤な災害も発生しているところですが、積雪や凍結による「転倒」をはじめ、凍結路面等による交通事故、除雪作業時の重篤な災害といった冬季特有の災害を防止するため、長野労働局が公表している「冬季における労働災害防止対策」に沿って冬季でも安心・安全に働ける職場を築き、厳しい冬を乗り越えましょう。

凍結・積雪に注意して

安全を！！



チムーイカン官





この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

特定（産業別）最低賃金が 改正されましたのでご確認ください。



令和4年10月1日に908円に改正された長野県最低賃金に加え、令和4年12月に特定最低賃金が改正されました。

特定最低賃金は、「自動車・同附属品製造業」等の特定の業種に適用されるものです。

最低賃金は、原則的に、職種等を問わず全ての労働者に適用され、最低賃金法に違反した場合には、刑事罰が科されることもあります。

特定最低賃金を含む最低賃金の改正について、再度ご確認くださいませようお願いします。



業務改善助成金について
長野県の最低賃金

事業場内における「つらら」対策について

昨年1月、小諸・佐久地域の事業場内において、つららの撤去作業を行っていた労働者が、崩れたつららの下敷きになって死亡する災害が発生しました。また、昨年2月には北信地方においても、同種の死亡災害が発生しています。

安全委員会等において、事業場内の「つらら」対策についてご検討頂くようお願いいたします。

【「つらら」対策のポイント】

- 1 融雪装置の使用等により、つららが出来ないようにする。又はつららが大きくならないうちに、専用工具等でこまめに撤去する。
- 2 巨大化したつららは、除去の必要性について検討する。除去する必要性がないものについては、労働者等に対する立入禁止措置を講じる。



昨年1月の死亡災害事例



新型コロナウイルスに関するQ & Aを ご活用ください。

厚生労働省では、企業・労働者のそれぞれの方向けに新型コロナウイルスに関するQ & Aを作成し、公表しています。

当署にもよく頂いております「新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければいいでしょうか。」「労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険の対象となりますか。」等といった質問について説明しておりますので、ご活用ください。

また、ご不明点等があれば、ご遠慮なく当署までお問い合わせください。



新型コロナウイルスに関する
Q & A（企業の方向け）



新型コロナウイルスに関する
Q & A（労働者の方向け）



社会保険労務士の みなさまへのお願い



～提出代行にかかる手続きについて～

社会保険労務士のみなさまから当署に提出代行等がなされる場合において、社会保険労務士法施行規則第16条等に基づく氏名の記載等が適切になされていないもの等が散見されます。

特に郵送による届け出にかかる返却時には、誤送付防止のためにも確認等をさせて頂いておりますので、よろしくお願い致します。

電子申請時の取扱いの
改正にかかる通達



【編集後記】

引き続きタイムリーな情報発信を心がけていきます。
本年もよろしくお願いいたします。

（第10号：令和5年1月発行）

こもろーき通信

小諸労働基準監督署

〒384 - 0017 小諸市三和 1 - 6 - 22

Tel:0267 - 22 - 1760 Fax:0267 - 22 - 0012



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。



発足しました 「荷主特別対策チーム」



道路貨物運送業においては、他業種に比べ、長時間労働の実態にあることから、働き方改革を一層積極的に進める必要があります（令和6年4月1日に時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示が適用されることとなっています）。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行等、個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」が発足しました。

長野労働局においても、新たに「荷主特別対策担当官」が置かれ、同担当官を中心に各労働基準監督署において、長時間の荷待ちに関する情報を集め、発着荷主等に対し、その改善の要請を始めています。

荷主になり得る事業者のみなさまで、ドライバーの働き方改革について、考えて頂くようお願いいたします。



本制度の概要
物流改善パンフレット



「はさまれ・巻き込まれ」による 労働災害を防ぎましょう。



製造業においては、「はさまれ・巻き込まれ」と「転倒」が同程度で最も多い型の労働災害とされています。

当署管内においても、機械の清掃や異物の除去作業時等において、機械の運転を停止しなかった等の理由により被災する例が非常に多くなっています。対策を講じて頂くようお願いいたします。

【「はさまれ・巻き込まれ」防止のポイント】

- ・ 定常作業時に「はさまれ・巻き込まれ」のおそれのある箇所には、囲い等を設ける。
- ・ 非定常作業時には、機械の運転を停止する。インターロック機構を備えることも有効。



長野労基署作成
動画教材



臨検（立入調査）拒否や法違反の隠蔽目的の 虚偽陳述、虚偽の帳簿書類の提出は犯罪です。

～労働基準監督官には警察権限があります～

既に大きく報じられているとおり、令和5年1月18日、小諸労働基準監督署は、虚偽の陳述や虚偽の帳簿書類の提出を行った軽井沢町内の事業主を送検しました。

労働基準監督官は、「特別司法警察職員」の身分を持っており、労働基準法違反等について、独自に捜査を行い、送検手続きを行う権限を有しています。

特に、臨検（立入調査）拒否や法違反の隠蔽目的の虚偽陳述、虚偽の帳簿書類の提出及び労災かくし等に対しては、厳正に対処しています。

法定労働条件確保や労働安全衛生確保のため、適切な対応をお願いいたします。

最近の送検事例



1か月

60時間超の

時間外労働に対する

割増率引き上げ準備はお済みですか？

令和5年4月1日より、1か月60時間を超える時間外労働に対する割増率が5割に引き上げられます。

これに伴う就業規則の変更や、36協定への記載が必要となりますので、準備をお願いいたします。

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

関連
資料



【編集後記】

引き続き、凍結箇所での転倒、雪下ろし作業中の墜落等、冬期特有災害対策をお願いいたします。

（第11号：令和5年2月発行）

こもろーき通信

小諸労働基準監督署

〒384 - 0017 小諸市三和 1 - 6 - 22

Tel : 0267 - 22 - 1760



この通信は、小諸労働基準監督署が把握した事例等を元にして、ご注意頂きたい労務管理上のポイントや最近の労働災害事例と対策、法改正の内容等についてまとめ、記載しているものです。管内のみなさまにおかれましては、自社の労務管理や労働災害防止等のため、本通信を参考にして頂ければ幸いです。

賃金のデジタル払いが

本年4月以降に可能になります。



労働基準法は、賃金は現金払いとすることを原則とし、労働者が同意した場合に口座振込とすることを認めてきました。

キャッシュレス決済の普及等を踏まえ、労働基準法が改正され、特定の条件を満たせば、本年4月より、厚生労働大臣が認定した資金移動業者（Pay等）の口座への賃金の支払が認められることとなります。

具体的には、本年4月以降、資金移動業者が厚生労働大臣に申請を行い、厚生労働省の審査を踏まえて、指定された資金移動業者について、各事業場ごとに労使協定を締結し、使用者の説明に対して労働者からの同意が得られた場合についてのみ認められることとなります。

導入を検討している事業場のみなさまにおいては、今後の厚生労働省の資金移動業者の指定の状況について注視願います。

「賃金のデジタル払いが可能になります。」



厚生労働大臣メッセージ



3月は「自殺対策強化月間」です。

厚生労働省は、自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日を「自殺予防週間」、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しています。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトとして、「こころの耳」を設けており、本サイトの活用により、セルフケア、家族への対応及び職場での対応等についての情報が得られます。

「こころの耳」



令和4年の労働災害発生状況について

長野労働局における令和4年の労働災害発生状況がまとまりました。

令和4年、長野労働局内では、21人の方が労働災害で死亡し（前年比6人増）、2,294人の方が休業4日以上となる傷病を負いました（前年比162人増）。

現在、当署を含めた、局内全9の労働基準監督署において、本データを元に、「労災による死亡者を、悲しみをゼロに」するため、令和5年度においてどのような取組を行うかについて検討しているところです。

亡くなられた方々の命を無駄にしないためにも、引き続き、全ての皆様が、基本的な労働災害防止対策を講じて頂くようお願い申し上げます。



統計データ等



「SAFE協議会」について

小売業や介護施設を中心として、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害(行動災害)が増加しており、その対策が喫緊の課題となっています。

このため、小売業と社会福祉施設について、SAFE協議会をそれぞれ設置し、事業者、事業主団体、行政機関及び専門機関による活動を始めています。

SAFE協議会の状況



【編集後記】

今年度、本通信をご覧頂きありがとうございました。令和5年度の本通信の在り方については、検討中です。

(第12号：令和5年3月発行)